

会社法 活用支援

『新会社法』を 上手く活用しましょう

新会社法とは

会社について定めた法律が来年新しく施行されます。
現在、会社に関する法律は、商法や有限会社法など複数の法律にまたがっていますが、今後、会社についての定めは『会社法』に一元化されます。
会社法の創設に伴い、中小企業の実態を汲み取り、会社設立や運用のルールも見直されたため、会社の設立が容易になることにより、起業の増加も期待されています。

新会社法施行により、色々変わります

- ・有限会社がなくなる 既存の有限会社は存続、又は株式会社として登記も可能に
- ・最低資本金が撤廃 資本金1円でも株式会社設立が可能に
- ・1人で設立する場合には、株式会社設立時に必要な株式の払込金保管証明が不要に
- ・類似商号の規制が廃止に 同じ会社名でも登記が可能に
- ・従来3人必要だった株式会社の取締役は1人でも可能に
- ・監査役の代わりに会計参与をおくことも可能に
- ・株式会社でなく、LLCやLLPを利用した組織作りも可能に

新会社法を上手く活用してスムーズな会社経営を

従来、敷居が高かった株式会社の設立は、ぐんと容易になるとともに、運営方法も柔軟に選ぶことができます。具体的な会社の種類の選択や機関設計などについては、経営の専門家である中小企業診断士にご相談下さい。

中小企業診断協会東京支部 **城東支会** がお手伝いします。

中小企業診断士は
中小企業支援法で定められた中小企業者に対して、公的支援事業を行う唯一の
国家資格を有する民間経営コンサルタントです。

(社)中小企業診断協会は
全国17,000人の中小企業診断士が所属し、47都道府県全てに支部を設置して
います。東京支部ではエリア別に6つの支会が構成されており、このうち、城東
支会は江戸川・江東・墨田・葛飾・足立の5区を主な活動地域として様々な経営
支援活動を行なっております。

(社)中小企業診断協会・東京支部・城東支会
城東支会長 桐山 孝志

お問い合わせ・ご連絡は下記まで、お気軽にどうぞ

担当 大高直美 TEL&FAX 03-5333-0865 Eメール otaka@tim-con.com
地域支援部長 佐藤吉弘 TEL&FAX 03-3877-6684 Eメール sato@nona.dti.ne.jp